（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第五十一条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第九節　文部科学省関係

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第五十二条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号並びに同条第三項及び第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（著作権法施行令の一部改正）

第五十三条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人情報通信研究機構

別表第五号を次のように改める。

五　国立研究開発法人防災科学技術研究所

別表第十号を次のように改める。

十　国立研究開発法人産業技術総合研究所

（発電用施設周辺地域整備法施行令の一部改正）

第五十四条　発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第五十五条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「港務局」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所」を加え、「、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」、「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」及び「、独立行政法人理化学研究所」を削る。

附則第八項中「、独立行政法人森林総合研究所」を「、国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五十六条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人情報通信研究機構

別表第五号から第八号までを次のように改める。

五　国立研究開発法人物質・材料研究機構

六　国立研究開発法人防災科学技術研究所

七　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

八　国立研究開発法人放射線医学総合研究所

別表第十一号を次のように改める。

十一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

別表第十七号から第二十二号までを次のように改める。

十七　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

十八　国立研究開発法人農業生物資源研究所

十九　国立研究開発法人農業環境技術研究所

二十　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

二十一　国立研究開発法人森林総合研究所

二十二　国立研究開発法人水産総合研究センター

別表第二十四号を次のように改める。

二十四　国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第二十六号及び第二十七号を次のように改める。

二十六　国立研究開発法人土木研究所

二十七　国立研究開発法人建築研究所

別表第二十九号から第三十一号までを次のように改める。

二十九　国立研究開発法人海上技術安全研究所

三十　国立研究開発法人港湾空港技術研究所

三十一　国立研究開発法人電子航法研究所

別表第三十五号を次のように改める。

三十五　国立研究開発法人国立環境研究所

（日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部改正）

第五十七条　日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「第四十六条の二第六項」を「第四十六条の二第五項」に、「）第二条の二」を「）第四条」に、「第二条の六」を「第八条」に、「第二条の七第一項」を「第九条第一項」に、「第二条の八の」を「第十条の」に、「第二条の二、第二条の四第一項」を「第四条、第六条第一項」に、「第二条の八第一項」を「第十条第一項」に、「第二条の二第一項第四号」を「第四条第一項第四号」に、「第二条の四第一項第七号」を「第六条第一項第七号」に、「第二条の三第一項及び第二条の五第一項中「通則法第四十四条第三項」を「第五条第一項中「中期目標管理法人（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の中期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の事業計画（通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の十第三項第五号」とあり、及び同令第七条第一項中「中期目標管理法人の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号」に改め、「第三十条第一項」の下に「の中期計画において同条第二項第五号」を加え、「「通則法第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と」を削る。

（文部科学省組織令の一部改正）

第五十八条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十九号から第四十三号まで」を「前項第二十八号から第四十二号まで」に改める。

第四条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とする。

第七条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、同条第三十一号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改め、同号を同条第三十号とする。